

ケアハウス白寿荘西 利用料金表（月額）

平成17年10月改正（20年4月から適用）

毎月の利用料は入居者の前年の収入に応じ、国で定められた下記の階層区分（事務費・生活費・管理費の合計金額）により徴収されます。

- ★ サービスの提供に要する費用（事務費）・・・施設の一般管理費および人件費などに充当されます。
- ★ 生活費・・・食事代（三食提供）・入浴代・共用部分の光熱水費・保健衛生費などに充当されます。
- ★ 居住に要する費用（管理費）・・・家賃として施設整備費に充当されます。

利用料については、厚生労働省の通達に基づいており、料金改正に伴って改訂もありますので、ご了承下さい。

対象収入による階層区分		事務費 本人負担額	生活費	管理費	合計
1	1,500,000 円以下	10,000 円	44,810 円	9,900 円	64,710 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000 円	//	//	67,710 円
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000 円	//	//	70,710 円
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000 円	//	//	73,710 円
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000 円	//	//	76,710 円
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000 円	//	//	79,710 円
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000 円	//	//	84,710 円
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000 円	//	//	89,710 円
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000 円	//	//	94,710 円
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000 円	//	//	99,710 円
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,000 円	//	//	104,710 円
12	2,500,001 円 以上	51,700 円	//	//	106,410 円

(注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
収入の申告は、入居後毎年手続きが必要です。

(注2) 生活費については、冬期間（11月から3月までの5ヶ月間）の暖房費として毎月6,630円加算されます。

(注3) 居室で使用される電気、水道、電話等の代金は各人でご負担いただきます。

(注4) 特別な食事（減塩食やカロリー制限等）の提供については、別途加算（1日210円）をいただきます。

(注5) ご夫婦で入居される場合の事務費は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合は、上記表の額から30%減額した額とします。